

健水発第 1108001 号  
平成 19 年 1 月 8 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長  
（公 印 省 略）

### 第三者委託実施の手引きの送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

平成 14 年 4 月に施行された改正水道法により、水道事業における管理体制強化方策の一環として、水道の管理に関する技術上の業務を水道事業者等（水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。）及び需要者以外の第三者に委託できる制度（以下「第三者委託」という。）が創設されたところです。

厚生労働省では、水道事業者等が第三者委託の実施について検討するに当たって参考となるべき検討手法についての検討を行ってきたところですが、今般、別添のとおり「第三者委託実施の手引き」をとりまとめましたので、送付します。

貴管下の水道事業者等において、その実情に応じて第三者委託の実施の検討を行うに当たっては、この手引きを参考とするように周知いただきますよう、お願いいたします。また、第三者委託等により民間企業の活用を検討するに当たっては、下記事項についても留意するように周知いただきますよう、お願いいたします。

#### 記

1. 民間企業を活用する場合には、第三者委託等の包括的な民間企業への委託のメリット、デメリット、実施上の留意点等を踏まえ、その実施を検討すべきであること。
2. 包括的な民間企業への委託の実施に当たっては、より透明性・競争性の高い手法の活用を検討すべきであること。また、民間企業の創意工夫をより活かすため、運転・維持管理やサービス水準を示す業務指標（P I）を用いて要求水準を設定する契約方法が有効であること。